

長野県地球温暖化対策条例（仮称）要綱説明会議事録

日 時 平成17年11月21日(月)
午後 6:30～午後 8:40

場 所 安曇野市 旧穂高町
保健センター2階会議室

事務局

(あいさつ 条例要綱についての説明)

それでは、引き続きまして、次第の4番目の質疑応答に入らせていただきます。

質疑応答の方法でございますが、質疑のある方は挙手をお願いしまして、係員がマイクをお持ちしますので、マイクを通して質疑等をしていただきたいと思います。こちらの方は、先ほどご紹介いたしました検討会の委員さんと事務局でお答えをしていきたいなと思います。

では、早速ですが、質疑のございます方は、挙手をお願いいたします。

県 民

穂高の といいます。

先日、(松本)合庁の方でも説明を受けましたけど、今日は旧穂高町にせっかく来ていただくということで、話にまた参加させていただきました。前回より内容がだいぶ進んでいるような感じを受けました。

今日質問したいことは3つありますけど、太陽光発電の設置状況とか、設置に対する補助金の状況等の把握とか、そのことについて資料として公表していただくことが可能かどうかということ、これが1つです。

それと、事業者の開発行為については、前回、ちょっと傍聴では論議があったと思うんですけど、この中にはちょっと載っていないものですから、その辺の考えを委員の方に、開発行為を許してきた状況で、今、用があったらこっちへ来いよという、実は松本の合庁自身も松本の市内にあって便利だったんですけど、今は自動車でなきゃ実際行けない状況ですね。そういう状況を今までどんどん作り出してきちゃって、それを後追いのような形で公共交通機関とこの中ではうたい文句はありますけど、そういうことが実際可能かどうか、規制しないとどんどん外へ広がって、農地の乱開発ということが言われていますけど、農業者は売りたいんだけど、実際は開発行為がどんどん進んできていますね。郊外型の店舗がどんどん規制緩和でやっていますけど、そういう状況に対する規定とかということはここに載っていませんけど、それに対する委員の皆さんのご意見も承りたいと思います。

以上です。

事務局

さんの、太陽光のデータのお話をいただきました。公表、どういうものを言ったらいいのか、例えばNEFという新エネルギー財団というところが今まで家庭用の太陽光発電に対する補助金を出しております。そのホームページで、長野県が助成を受けているものと、その前の段階の9年間分ぐらいの件数が出ております。

現実問題として何件あるかというのは、ちょっとうる覚えで申し訳ないんで

すが、長野県の統計の中で出ているのがございまして、平成15年、16年あたりで、長野県内で太陽光発電を設置されているご家庭というのは約8,000件でした。これは、県のホームページから統計情報というところに入ってくださいと、その数字が出ております。余談ですけれども、太陽熱温水器が8万件ぐらいいということで、今、長野県で世帯数が80万弱です、78万とか、79万ですから、100軒に1軒太陽光があつて、10軒に1軒は太陽熱があるという考え方が、大ざっぱに言うとそんな形になっております。

補助金制度なんですけれども、ご家庭用のものは、残念ながら今年度末をもちましてNEF（新エネ財団）の助成は終わります。今年が1kW当たり2万5,000円という助成でございました、年々下がってきていたんですけれども。これは、経済産業省からの補助金がなくなるということでなくなるという話になっております。昔はものすごく家庭用の3kWの発電の機器は500万とか、600万とかしていたわけですから。その設置を促進するために補助金を出していたというのが経済産業省の話でございます。

だいぶこなれてきたと。今3kWで200万内外というところをつくということで、もう補助金を出さず時代は終わったと。あとはメーカーさんが自分たちでこうやって推進してきているんだから、値段をこなれるように作ってくださいということでなくしますというのがNEFさん、経産省さんの説明になっていきます。

ただ、まだ200万というのがペイできるレベルになっておりませんので、全国市長会、知事会ですとか、継続といったのがいろいろ要望として出しておりますけれども、今までの規定の路線からするとなくなってしまう可能性が高いだろうなど。ただ、今後こういった条例を作っていく中で、また、財政状況にもよりますけれども、県民の皆さんのニーズを把握する中で検討させていただけたらと思っております。

あと、開発行為の規制の関係、たぶん穂高町さんはまちづくり条例という、全国でも非常に優秀なものを作られたということで、旧国土庁でも全国のパンフレットを刷った中でご紹介申し上げています。

1つには、ここの条例というのは、まちづくりですとか、都市計画ですとか、そういう条例ではないということに起因しております。もともとが開発行為とかというのは土地利用の法律から発生しているものですので、例えば、開発の規制といったようなものというのは、そちらのほうに委ねられていると。現在も、今、住宅部のほうで検討しております。ですから、1つには、そちらサイドに期待すべきものなのかなという気がいたしております。

ですから、言われるように乱開発、昔の穂高町さんは、豊科町さんみたいに都市計画区域の線が引かれておりませんでした。未線引きの都市計画区域というものを持っておりまして、市街化調整区域というのはなかったりしたものですから、非常に荒らされやすい状況にあったと。法律の網はかけられるんだけれども、かけられない状況で来た。それを、住民の総意でこういうようにしましようという協定が結べるようになった、全国でも素晴らしいと言われたような条例を作られたわけですから、地域での考えをもっと広げていただくように、皆さんにこういう条例があったんだぞということをお進めいただいて、長野県にそういった思想を広めるように、またご尽力いただければというように思います。

です。現実問題として、例えば、この条例に直接関係するということと言うと、工場なんかが開発されるときに、工業団地等を立地して開発をする。ところが、そういう工業団地等はとかく町中を離れたところにありまして、その従業員の行くときには、現実的にはマイカー通勤以外の手段を持ち得ないようなところに今は開発が行われています。

私たちは、それでいいのだろうか。やはりいろんな経済上の問題もあってそういうふうにするならば、それとセットで会社がいかに、公共交通の維持というのは難しいかもしれませんが、会社で通勤用のバスを出すとか、あるいは、地元の公共交通の会社と提携して朝夕2本ずつぐらいのバスを出すとか、そういうようなことを考えていただく時代なのではないかということで、文章としては9ページの25のところにあるような、「従業員の通勤に伴う自己所有自動車使用の抑制」というようなことで、あまり意味のないような文章が書いてありますが、何とかしてここに書いたようなことを本当に具体化するためにはというか、まず、これを書いていかなないとなかなか次が進まないなという気がしておりまして、いきなりどうこうしなければいけないというのが今の社会状況からすると難しい。だから、取りあえずはまずここまでを書かせていただくと。いずれ見直しがあるでしょうから、そのときにはもうちょっと厳しいものにして、例えば、さっき言ったような工業団地等、全く公共交通では行けないようなところに会社をつくるときにはこういうふうにしなさいみたいなことが書き込めたらいいなというふうに考えています。

あとは、町の郊外の、いわゆるロードサイドのショッピングセンターみたいなことに関しては、この条例の中で扱うのはなかなか難しいのですが、まちづくりの方で今、法律の整備が進みつつありますので、これまでみたいにどんどんできちゃうような状況ではなくなっていくんだろうというのは、期待は私も非常にしていまおります。私も実は、今、長野に住んでいるものですから、長野のこれは大問題になって、日本最大級のショッピングセンターが長野の市内にできるという話で、大きな問題になってはいますが、どうなるかわかりませんが、法律が整備されれば、それはたぶんストップできるものになるんだろうなというふうに考えております。あまり答えにはなっていないんですが。

川妻委員

この条例案の基本には、長野県の環境基本条例というのがありますよね。これを読んでみると、長野県の環境の重大性と、それを保全するというのが、基本的な考え方がいろいろ書いてあるんですね。例えば、そういうものを駆使して、新しい開発行為が、こういう長野県の自然条件、社会条件を壊さないかどうかについての説明をやはり開発する側に求めていくというのが、やっぱり住民であり、自治体の側の姿勢じゃないかと思うんですね。それに、やはり開発する側としてはきちんと同意を求め、同意を得ないで強行するのはまずいというような環境をつくっていかないとまずいんじゃないかというふうに思うんですね。

ですので、直接的な温暖化対策条例は、それに十分役立つかどうかは分かりませんが、全事業者にこれからの温暖化対策についてこれこれのことをすべきであるということを課してありますので、そういうことも含めて使って、やはり慎重な開発事業というものをしないと、今までのようにいろんなことをやりたい放題では、やっぱり長野県のよい条件というのは守れないということは明らかですので、ぜひそういう面で、これに直接、どの条項で該当する

ということはありませんけれども、趣旨全体を生かしたり、環境基本条例やその他、法律や条例を駆使して、乱開発はやっぱり食い止めていくという努力をしないとイケないなというふうに思っています。

事務局

様、よろしいでしょうか。
ほかにございますでしょうか。どうぞ。

県民

ちょっと遅れてきたので、すみませんけれども、松本市に住んでいると
いいますが、3点ほどあるんですけれども、遅れてきたので、これ、説明され
たのかどうかというのがちょっと分からないんですけれど、基本的に、この条
例を制定しなきゃいけないということは、日本の場合には憲法の中に環境権と
いうのが規定されていない状況の下でアジェンダ 21 が下りてきたというか、
言葉は悪いんですが、下りてきた中で長野県の環境基本条例というのが制定さ
れた中で、どうしてこの地球温暖化防止県民計画というのを立てなきゃいけな
いかというところがきちんと、どういうふうに議論されたということをちょっ
とお聞きしたいということが1点あります。

2点目としては、実行計画の策定というのは、どのような感じでこれから行
われるのでしょうか。これから、細則とか、規則とかが決められると思うんで
すけれど、それは3年後、6年、そういうタイムスケジュールというのは決ま
っているのでしょうか。それとも、細則はどういうふうなタイムスケジュール
で決定していくのか決まっているかということをお聞きしたいとい
うことと、24時間の営業というのは、大店法とかいろいろまだ、確か1998年
か何かに決まった法律の規制緩和で、24時間営業とかが広がっていったん
ですけれども、その法律が縛るのは、むしろ県じゃなくて、地方自治体かと私
は思っているんですけれども、そこら辺の委員の皆さんの認識というのはど
こら辺にあるのかというのをちょっとお聞きしたいという、この3点、お願いい
たします。

高木委員長

最初の、条例をなぜ制定しなければいけなかったのかというご質問ですが、
単純に言えば、要するに京都の議定書がもう発効しているにもかかわらず、長
野県内においても条例制定の背景と趣旨のところにも書いてあるように、2003
年で1990年比15.3%の温室効果ガスの排出が増えているという現状がありま
す。当然、このままでいけない。このままではいけないので、何とかして減
らさなければいけない。ただ減らさなければいけないといっても、どうやって
減らせばいいのかということが分からない。分からなかったから、2003年に
温暖化防止の県民計画というのを作ったわけですね。

それで、もちろん2003年4月の段階でも、1990年比で大幅に増えていたわ
けですが、だから、それを、こうやっていけば、1990年比で-6%の達成が
できるのではないのかという県民計画を作ったわけですが、それでも増え続け
ている。ある意味では当たり前で、県民計画の存在そのものを知っている方が少
なすぎるとか、県民計画でこうやったらいいよと言っても、なかなかみんなが
みんな問題を共有して、何とかして減らさなきゃいけないと県民全員が思っ
ていけば、県民計画に従って減らしていただけるかもしれないけど、そんな温室
効果ガスのことよりも経済の方が重要だと言う人もいらっしゃるわけですし、
それで、減らなかったと。

じゃ、どうやったら県民計画を本当に実現できるんだらうかというのを考え

たときに、ある程度条例のようなものを作って、規制をかけていかなるを得ないのではないかという背景があって、今回の温暖化対策条例を作ろうという動きになったんだと私は考えています。

川妻委員

長野県の行政からすると、率先して県民計画が、今話が出たように作られて、その後、その実行を裏打ちするための条例が必要だということになったんですが、法律的に言うと、この背景と趣旨にありますとおり、温暖化対策の推進に関する法律ができて、これは政府の責任、国の責任も書いてありますけれども、都道府県、市町村のそれぞれの自治体が温暖化対策を進めなきゃいけないと。計画を作らなきゃいけないという事項がありまして、都道府県と市町村、同等にこの問題に取り組まなきゃいけないということになっています。

今、大阪府や東京都や京都や、各地でその検討が始まっているわけなんですけれども、そういう法律に沿って地方自治体にもそういう責務が課せられているということがありまして、そのために条例が必要である。条例の下に計画が必要であるということに記載するということになっているんですが、長野県の場合には、初めに県民計画ができて、その後、それをより実効性を強めるために、条例ができたという経緯になったわけですね。

県民

2番目の、規則を置くというのは、

事務局

条例に引き続いて細かい詳細な点については、規則というので細かいところを決めていくと思いますけれども、条例の中で一定の規模とか、そういうものを規則に譲るような格好になっていますので、同時に出すような格好でのことを考えております。ただそれを交付と同時に施行というのはなかなか難しいので、実際に動かす際には一定の期間を猶予しまして、その後、実際に施行していくというような段取りになるかと思っております、条例、規則という流れでいきますと。

それから、先ほど率先実行計画についてもちょっと言われておられたんですが、それは、どういうあれですかね。

県民

実際問題として、アクションプログラムとかを策定されるんでしょうか。

事務局

今の現時点で背景と趣旨やら、今、高木委員、それから、川妻委員が言っていたように、長野県の県民計画、温暖化防止県民計画というのが既にありまして、お手元にある減CO₂プランというパンフレットがございますが、それが、県民計画の普及版ということで、県民計画 50 ページぐらいにわたる非常に厚いものになりますので、こういうものにまとめさせていただきました。本物の 50 ページぐらいの計画の中には、非常に細かい中身で、誰が、何をというところまで表になっておりまして、どう進めていくかということがかなり細かく規定されておりまして、一般的な県民の方がそれを見れば、大体の方向は分かるというような格好になっています。

県民

そのアクションプログラムというのは、要するに京都アジェンダという、京都プロトコルに、プロトコル京都に基づく・・・ちょっとすみません、その防止県民計画というのを見ていないんですけど、それは京都プロトコルに基づく

アクションプログラムじゃなくて、もしもこの条例ができるとすると、それに整合していく形のものになるのでしょうか。

事務局

今のお話、ちょっと整理させていただきますが、平成15年4月に県民計画というのは策定しております。これは、県が策定したものでございまして、内容は、今課長が言ったように、対策ファイルという形で細かく規定していると。今回条例を作るに当たって、この県民計画というものを、ここで言いますと、要綱の4ページに、地球温暖化対策計画の策定というのが8番に載っておりますが、まず、県は対策を行うに当たって、計画を策定しましょうと、しなければならないという規定を設けてございます。この計画にのっとって、対策を進めていきますよということになるわけなんです。現在ある県民計画を、この対策計画とみなしてやっていきましょうという位置付けをしております。

従って、実際に県民計画は15年4月にできたんですが、先にできているんですが、この条例を策定するに当たって、その県民計画をこの条例の中の県が作らなければならない計画という位置付けをして、それに基づいて県は対策をしていくというような形を取る予定でございます。

高木委員長

もっと前に戻しますと、何で県民計画が率先して、こんな条例もないときにできたのかということに対しても、ご質問の趣旨は、そうですか。

県民

じゃなくて、私、県民計画というのはちょっと具体的な項目を見ていないですし、今日もちょっと遅れてきたので、2章の8項を説明されたときにいなかったもので、その質問だったんですけども、これは、完全にそれとリンクするのか、県民計画のアップデートというのもあり得るということなのでしょうか。

高木委員長

県民計画は2003年ですから、今2年経っていて、今中身を見て、全く根本的にその当時と時代背景が変わってしまっただけで見直さなければならないのがどれだけあるかということ、そんなにはないとは思いますが、いずれにしろ、こういう温暖化の対策というようなものに関しては、いろいろな意味で技術的なことが非常に日進月歩でもありますので、この条例ができれば、たぶん数年のうちには県民計画の見直し、今度は地球温暖化対策計画という名前になるかと思いますが、それにアップデートされていくんだろうと思います。当面は、今の段階で県民計画を温暖化対策計画にアップデートするというスケジュールが県庁の中にあるのかといたら、たぶんそれはまだなくて、ただ数年のうちにはやらなきゃいけないという認識で、この検討委員の私たちも、県庁の職員のほうも、それは共通認識として持っているんだというふうにお考えいただいて間違いではないだろうと思います。

県民

じゃ、今の時点では、この県民計画というのは努力目標ということで、これから条例ができ、それから、そのアップデートがあって、それに対して規則とかそういう項目が入ってくるというような認識でいいのでしょうか。

高木委員長

規則に関しては、先ほど事務局からも説明があったように、この条例を実際にやっていくためにはどうしても規則が必要なんです。例えば、6ページの

15 のところを見ていただくと分かるんですが、例えば、事業者排出量削減計画書の作成等というところで、「事業者のうち規則で定める者（以下「特定事業者」）は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書を作成し、知事に提出しなければならない」という項目がございます。「規則で定める者」は誰なのか、「規則で定める事業者排出量削減計画書」はどのようなものなのかというところが明確になっていないと、この条例は何の意味もありませんので、先ほどもご説明があったように、これは、この条例ができるときには規則の方も一応できているとお考えください。

その中身と、県民計画に書かれているものの位置関係で言えば、たぶん県民計画の方はあくまでも努力目標で全部書かれてありますので、すべての県民、すべての事業者を対象にして書いてあって、その分、ある意味こういうふうにしようよというものなので、ある意味厳しいかもしれない。そんなに厳しいものをいきなり条例で作ることができなかつたので、条例で決めていること、あるいは、条例の規則で決めるというのは、もっと一部の人、本当にエネルギーを大量に使っている人であったり、「規則で定める者」に関しても、よくこの説明をするときに、例えば、お豆腐屋さんみたいなところでたくさんエネルギーを使っているんだと。そういうような人たちにこんな排出量の削減計画書を作成してくれと言っても、それは難しいぞというようなご意見をもらったり、それから、農業をやっている方からもそういうようなご質問をいただいております、温室栽培で重油を燃やすからどうのこうので。

だけど、たぶんそういうような方がいきなり最初からこの「規則で定める者」、つまり特定事業者として指定をされるほどの非常に厳しいものにはちょっと今の社会状況としてはするのは難しいだろうと。もっと本当にエネルギーをたくさん使っている人にまずちゃんとそういうことについてやっていただいて、それをやっていただいたときに、じゃ、長野県の事業者が使っているエネルギーのうち、何割を捕捉できるのか。それが、例えば全体の5%しか捕捉できていないんだったら、それは意味がありませんし、かといって、例えば99%、それで捕捉しようとする、先ほど言ったお豆腐屋さんとか、ぶどうの農家が温室の中で重油を燃やしているのまで全部入ってきて、そこまで取りあえず最初からかけていいんだらうかというようなことになるのもちょっと極端ですので、何割になるのかはふたを開けてみないとわかりませんが、私たちのイメージしているのは、まず、いきなり半分から6割、うまくすると7割ぐらいの方のエネルギー使用が引っ掛かってくるぐらいの設定ができるといいねとは言っています。ただ、それはやってみないとわかりません。

県 民

ちょっと聞きたいことがまだあるんですけど、皆さんのほうに時間を渡さなきゃいけないので。

県 民

ちょっとお願いします。第1章の県の責務というところですけど、(3)のところ、条例とかこういうものの中ではこれしか規定することができないのかどうかですけども、必要な助成、税制、たぶんこの税制というのは税制の優遇とかというようなことなるかと思うんですけど、この調査や研究はやるけどという具合に取れるんですけど、ある程度一生懸命やった人にはきちっと助成をしたり、補助金を出すよというものは、そういう読み込みはできないのかどうかということと、それから、この条例を作るに当たって、私も前にメールで送りましたけど、地方分権とここに書いてありますけど、市町村のこういう担当、

生活環境課とか、そういう担当者もこういうところに招集されて、一生懸命この条例に対して前向きに検討されるべきじゃないかという具合に思うんです。県がここにわざわざ出掛けてきているのに、市町村の担当者は誰も来ていないんじゃないかという具合に思うんですけど、その辺はどう思われますか。こんな状況で進めて本物はできるかどうかということがちょっと疑問ですので、その辺、お尋ねしたいと思います。

事務局

県の責務のところの(3)の部分ですね。ここのところについては、必要な助成、まず、必要な助成ということで、事業に対してのいろいろな取り組みをちゃんとできないかという部分なんですけど、明文として条例の中には書き込みは難しいですが、実際にやっていることは、実は温暖化対策というのはこの条例によるばかりじゃなくて、普通の事業の中で、例えば、木製品を使ったりいろいろな住宅を優遇して造るとか、例えば、木製ガードレールによって、木の製品を使っていくとか、または、太陽光パネルを事業の中で取り込んでいくとかということで、ほかの部局でやっていく事業の中に、温暖化対策の精神を入れていきつつやってきたところです。

ただ条例の中に、ある意味では金をどこどこにどう出すというのは施策の分野に入ってしまうと、それを長年使わなきゃいけない条例の中に入れていくというのは、時代にぴったり合っているかどうか分からないというところで、こういうような書き方をしています。ですから、一つ一つの事業の中で必要が出てくれば、そういうシステムを組んでいく可能性はあるということです。

それから、税制については、この税制度というのはうちの方も委員の皆さま方からもぜひという話も出ております。ただ環境税ばかり、国のそういうものの中でもやっぱり税制の見直しというのは長いスパンが大変必要でして、今この条例を作ろうということで動きだして約半年間の議論をしているんですけども、税制を立ち上げるためには、2年、3年のいろいろな検討事項を重ねなきゃいけないということで、ならば、ここにちゃんと明文化するからには、2年、3年、この条例を先に持っていった方がいいかというようなところまで行ってしまわないので、取りあえずこういう検討はしていきますよというような書き方をさせていただいて、引き続き研究を重ねさせていただきますというような中身になっております。

高木委員長

2つ目のご質問というかご意見の、市町村の方がという話ですが、私もちょっと皆さんがどういう立場で今日いらしているのか、私は今日のメンバーの方については存じ上げないんですが、これまでこの条例を作るに当たって、最初に骨子(案)というものを作って、それを明らかにして、それから、いただいた意見を基に今度は骨子というのを作って、また説明会を行って、今日は要綱というものを作って説明会をやっていると。そういう意味では3回目というか、回数はもっと多いんですが、3セット目に入っているわけですね。1セット目、2セット目のときには、私もかなりあちこちに行っていますが、市町村の担当者の方もかなりいらしていました。今日はいらっしやらないんでしょうか、市町村の方は、今日はどうもいらっしやらないらしいんですが、たまたま今日はいらっしやらないんだらうと。市町村の方が興味がないわけではないんだらうとは思ってはおります。

事務局

それから、実は温暖化対策部署のほうでは、市町村には別の意味での温暖化対策を自ら事業者として、要するに、例えばこういう建物自体の造りをちゃんとしなさいとか、節電に努めなさいとか、そういう意味での計画を作れということで決められておりました、その計画作りの前段として、県も作っているわけですが、5ページの上から2番目の11、率先実行というのがあると思いますけれども、これは、自治体で今言ったような温暖化対策を進めるには、民間よりも先に、ちゃんと自ら示してみなさいということが法律で決められております。県はさることながら、市町村もやってくださいということで決められておりました、県は一応全機関、県の所属する全組織について率先実行計画を整備しようということで今やっております、その案内を市町村にも併せて出しています。

その中では、もちろん温暖化対策について事細かな説明と、それから、市町村が事業者としてやっていくべき計画はこうでありますということでお話をしております、県下10カ所の地方事務所で、今説明会をさせていただきまして、その席にはほとんどの市町村が出てきておりますので、温暖化対策についても趣旨とかそういうものは分かっているんじゃないかなど。そういう中では、今条例の策定を進めていましてということと、来年の4月から、その計画自体が公表しなければいけないというような中身になっていきますので、それなりの認識は高くなっているというふうに思っております。

事務局

ほかにご質問はありますか。

県民

松本からまいりました と申します。よろしくお願ひします。

私も細かい点はちょっといろいろあるので、また事務局のほうにメールなり何なりで細かいところはお問い合わせさせていただきますが、ちょっと皆さんの中でもはっきりしたほうがいいだろうなと思ったことにご質問させていただく点が2点と、あと、意見として3つほどお話をさせていただければと思います。ちょっと長くて申し訳ございません。

まず、質問というか、確認をしたい1件なんです、今回のこの条例と、あと、森林の条例の方は連携させるよということで一応決めていただいているんですけど、たぶん去年からちょっと止まっているやつで、廃棄物に関する条例があるはずなんですよね。こちらとのリンケージというのはどのようにお考えになられているんでしょうかというところが1点、質問です。

それから、2点目が、先ほどの松本の さんのご質問とちょっとかぶるんですが、今回のこの条例と県民計画、それから、条例の指針というのが言葉としてありますよね、第2章の9、対策指針、この辺が、連関性が字で見えているだけだとわからないので、何か今お考えになっているような感じでもいいので、図なり何なりでちょっと示していただけないかなというのがあります。これが、以上、2点の質問です。

続けて、ちょっと意見の方なんです、特定事業者の特定要件はこれから規則で見ていただくんだと思うんですが、例えば自動車交通も事業活動の中に入りますし、あるいは建築物、それから電気機器を販売する場合の事業とか、そういったいろいろなフェーズの中で特定する条件というのがそれぞれ決まってくるかと思うんですが、実際には業者さんが計画を出し、報告をする義務を負うというふうになったときに、その条件が1つでも合致した場合は対象になるという形にするのか、それとも、andで、これとこれとこれが合致した場合

は対象になるというやり方にするかによって網の大きさがかなり変わってくるということが予想されるんですね。ですので、これはちょっと意見としては、事業者さんから見ると、ちょっと苦しい状況になるかもしれませんが、これは or 条件でやられた方が効果はあるんじゃないかなというふうに考えます。それが1点目です。

それから2点目、計画と報告の期間をこれから規則で設定されるということなのですが、これは事業年度との絡みもあるかと思ひますし、現在2005年で、2010年に向けての活動ということも考えますと、やはり毎年やっていただくということが望ましいのではないかなというふうに考えます。

それから、これはちょっと難しい話になるかと思うんですが、実際にどのくらい効果を出している、先ほども検証という項目もございましたけれども、実際に効果をどう見るのかというのがありまして、計画書と報告書の、達成計画と報告の何パーセントというやり方も考えられますし、あるいは、総量規制みたいなイメージで考えるんだとすれば、第三者機関等を利用したチェックというようなことはたぶん必要になってくる場合も考えられるということがあるので、これはできるだけ幅広い方法を検討していただいた方がいいのではないかと思います。

以上3点、意見と2点、ご質問ということでさせていただきました。

事務局

最初の、廃棄物条例とのリンクにつきましては、46のところでも述べておりますが、ちょっとここは条例がまだ通っておりませんのでこんな書き方になっております。趣旨は一緒だと思います。なるべくリサイクル、再利用を進めて、燃やさないで、埋めないでという、なるべくそっちの方向に持っていかうという廃棄物条例の趣旨と、今ここで言うております廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用その他資源として有効利用に努めなければならないというような言い方の趣旨は、ほぼベースは同じになっているのかなということでございます。

それから、条例と計画、指針の関係ですが、直接関係がある面で見れば、条例と規則と指針というのが直結の関連性があるということで、指針というのはいろいろな事業者における対策の取り方とか、そういうものをちゃんと指針という格好で示さなければ、何をやっていっていいのか分からないということとか、どういう範囲が規制分野に入ってくるのか、どういう対策を取っていけばいいのかということが分からないということでお示ししたいというやり方ですので、条例、規則、指針というのが1つのセットで、一番関連が深いかなと。

実際に条例ばかりじゃなくて、施策としていろいろ進めていかなきゃいけないわけですが、その大きな枠組みを決めるのは県民計画の方ですね。その中でも自治体がやるものが率先実行計画という位置付けですかね。いずれにしても計画の方は、どちらかという社会の枠組みというよりも、実際にやっていく施策の方を主に掲げていくものというふうな枠組みになるかと思ひます。

意見の方はあれでしょうか、今日お聞きしておく、どんな格好がいいでしょうか。

県民

意見としてご参考いただければと思ひます。もしカウンターでこう考えているとかというのがあれば、それはそれであれなんですけれども。

高木委員長

そこまでは我々検討委員も条例で踏み込めないのかもしれませんが、例えば、特定事業者の要件をどうするんだというようなことに関しては、我々はもう and ではなくて、or でやるつもりであります。

それから、計画を毎年出してもらいたいというのも、私たちは毎年出していきたいと、ほとんど全員が思っております。

じゃ、実際にこの条例を作ったどのくらい効果が出るのかということのどういうふうなチェックするのかということですが、事業者の方から削減計画が出てくる、削減計画に関しては、例えば京都の議定書を守るために何%減らしなさいというのを今現在この条例の中で、おたくの会社は 10%減らしなさいとかというようなことを、少なくとも条例の中では言えないので、それよりもやっぱり県全体として総量がどのくらい減っているのかということを見ながら、もしそれが、この条例を動かすことによって実際に減少傾向の方に入っていくならば、そのまま動かしていけばいいかもしれないし、もしこの条例を作っても増加傾向にストップがかからないならば、早急に条例を見直していただいて、もっと規制色の強いものに作り直していただかないと、2010 年には間に合わないだろうなど。もう 2005 年になってこんなことをやっていたら本当はいけないわけで、2000 年ぐらいにはこの議論が本当はなくちゃいけなかったのかもしれませんが、京都の議定書の発効等の問題もありましたので、今そのことを言ってもしょうがないのですが、そういうふうに見直し。だから、本当にこれでほんと減っていったら、このままでいけるし、減らなかつたら、もっときつくなるよということはこれまでの説明会等でも、また、事業者との意見交換会でも申し上げてきております。

川妻委員

今、さんが最後の方におっしゃったように、この条例が実施されて報告書が提出されたりにおいて、それをどういうふうな評価してまた前に進めるのかというための装置というのは、この中にはまだ具体的にはあまり書かれていないんですね。ただ、これが実際には非常に大事で、形式に終わってしまうのか、内容をもってさらに事業者にあるいは県民にも返すことができるかどうか、そういうフィードバックができるかどうかということがこれからの大きな課題なんじゃないかと思うんですね。そのためにはいろんな知恵を集めなさいけませんし、そういう機関も必要な場合も出てくるんじゃないかなというふうな思っています。

それから、後で説明があるかもしれませんが、私、一応地方自治をやっているもので、条例はご存じのように拘束力を持っているところが特徴なんですよね。自治体の法律なんですよね。ですから、ここには入っていませんけれども、条例によっては罰則を科すことができる、懲役もかけることができる、罰金もかけることができるという、そういう自治体の法律、これは県議会を通して決められると。

ですから、この条例を我々は一生懸命やっているんですけど、議会の大半の人がこんなものは要らないということはないでしょうけども、これではだめだということになると、これはもう一度練り直しということになる。これはもうご存じだと思うんですけども、そういう性質のものである。

県の計画は、一般的には行政活動をする上で目標が必要でしょうし、年度の計画を掲げて、そのための施策の方向なり、やり方なりを提案する任意の計画ですから、ここに拘束力を持たすことはできないわけですね。ただ今までの県民計画は、非常に中身のある県民計画を出したんですけども、そういう拘束力

もなく、あるいは、財政的な裏付けも十分できなかったもので、なかなかそこに具体的な動きにならなかったのも、今度は条例を作って、条例の下計画だということになると、それは前とはだいぶ違ふと。それで、なおかつ法律の裏付けもあるというふうなことで、かなりそれは前進させることができるんじゃないかと。

それらを実施するために、細かな点では指針を作って、細かな中身はこうですよということで事業者や県民に知らせるというガイドラインが必要だということになってくるんじゃないかと思うんですね。

事務局

ちょっと補足というか、今のさんとさんの質問の趣旨が、ちょっと私、はき違えているかもしれないんですが、この要綱の4ページの7、8、9の位置付けがよく理解できないということじゃないかと思うんですが、7番に書いてございます県による地球温暖化対策というのは、ここに書いてあるのは、具体的に条例で規制をしていこうという内容のものを、後ろに書いてあるのを前に頭出しして書いただけのものですので、県による地球温暖化対策の1番から8番については、基本的には条例で定められている事項だということになります。

あと一方、8番の地球温暖化対策計画というのは、いわゆる県民計画とみなすということで今までご説明してきたんですが、元々この検討会での検討のベースが、この県民計画というものの中から、簡単に言いますと、より実効性のあるものを条例として定めようというような中身での検討を開始しております。

従って、県民計画というのは先にできていてあったんですが、その中から実効性のあるものを選び出したと、それが、いわゆるこの地球温暖化対策、4ページの7番に記載してある条例事項に該当するものになります。

地球温暖化の対策の計画として条例で位置付けるということで、まず、計画全体を位置付けて、いろんなことをやっていきたいと思いますということを担保、条例でしますと。その中から、より実効性のある具体的な方策については条例の中で決めようということで、この8項目をこの条例の中で具体的にうたっております。

指針というのは、この選び出された温暖化対策の部分に対して一定規模以上の方に義務を課すということで、対策をやっていくために必要なガイドラインを示さないと、具体的に選び出しても進まないということで指針を定めようということで、この指針は、この条例で規定する事項に対するガイドラインだというようなイメージでいただければ、この三者の関係というのは分かるんじゃないかなと思います。

よろしいでしょうか。

県民

ありがとうございます。

事務局

ほかに、質問はございますでしょうか。

先ほどのさんの24時間の関係、たぶん言われているのは旧大店法の商業調整というのがあったけれどもということだと思います。規制緩和という流れの中で、商業調整はしてはならぬということで、今、大店立地法と。これは、営業開始しようとする8カ月前までに出していただければ、全自動で開店ま

で、ほかの法律に引っかからなければできるといいうようになっていまして、最近、福島県かどこか、商業調整をうたう条例を作るといいうことで話題になっていまして、規制緩和が行き過ぎたという反省の下に立ったんでしょうけれども、国とすれば、こういう法律でやっているんだから、そこにちょっと横やりを入れるのはけしからんという考え方のようです。

ですから、これも県においては届け出だけなので、同意なんか要件なんてされていないですね。ですから、そういったことで長野県の中で何力所も、例えば松本の井上アイシティーがあんなところに出てどかーんと造ったとか、最近、去年なんかは中野市にベイシアのでかいのができたりとか、いろいろありまして、そういう県でも全体的に調整すると、これは環境とかまちづくりに影響があると、そういう情報をつかんだところはきちんと挙げるという中のルールを私がそういうところにいたときに作りまして、そういうことを機能させたいというところで動いていました。

条例を作って、まちづくり条例も作ってうんぬんというところで、今どんな状況にあるのかわかりませんが、野放図に全部やらせればいいということが規制緩和ではないというところで、県でも一定のルールの下に地域に喜ばれる施設が立地してほしいというようにしたいということで検討しています。前は、一度出た条例は引っ込めたり、いろいろ紆余曲折がございますけれども、おっしゃられたように、本当は地元在市町村、もっと言えば、立地予定地に住んでおられる方の意見をやはり吸い上げて、その大多数の方のご意見を尊重するような形で動いていかなければいけないと思っていますので、これというよりは県のまちづくり、これもコンパクトシティーとかまちづくりに直接的に関連した事項になると思いますので、これは違うということじゃなくて、また調整とか連携を図る上で検討させていただければ、大変ありがたいと思います。

県 民

意見ですけどいいですか。

質問の趣旨は、要するに規制緩和に向かっている中で、これは逆に言うと規制する方向になるので、例えば既得権益というか、もう出店してしまって24時間やっているところは実際にあるわけですよ。規制緩和の流れでそういう権益を得てしまったと。

それに対して、この条例でこれから新規に出なきゃいけない人は、それに逆に縛られてしまう。そういうことで質問したのは、そこが趣旨だったということで、それは意見です。

事務局

ほかに質問はございますでしょうか。

県 民

山形村の といいます。長野県で今、温暖化対策条例の施行に向けて取り組んでいるわけなんです、これは全国的に見て先駆的な取り組みだと思っておりますが、既にこのような条例を制定して、あるいは近いものも制定して取り組んでいる都道府県なり、市なりなるかと思うんですが、そういったところの内容と長野県のこれからやっという、今日ご説明いただいた内容との比較を、地域性とかいろいろあると思うんですが、比較を簡単にご説明いただきたいのと、あと先駆けてやっているところのうまくいっている点とか、うまくいっていない点とか、そういったことがございましたらわかる範囲で結構なんです、教えていただきたいと思っております。

高木委員長

どこがあるかとか、そういうことで。

事務局

既に条例として施行されているのは、京都市が全国では1つだけでございます。今、1つだけと申しましたのは、長野県が作ろうとしているような温暖化対策条例という独立した1本の条例として温暖化だけを目的にしたものは、そういった形で京都市が施行していると。

各県の状況を見ますと、例えば環境保全条例とか、もう少し大きな範囲の中で1つの項目として例えばアイドリング・ストップを盛り込んでいるとか、あるいは排出削減計画書の提出を大きな環境保全条例の中に1つ、1項目だけ入れているとかいうのは全国で、今年の4月の調査では19の都道府県でやっております。

ただそれは単発の項目を入れているだけで、総花的な温暖化対策条例あるいは温暖化防止条例という名称で総合的にやっているものではございません。

あと一方最近の都道府県の動きとしては、大阪府におきまして、これは主に建築物とそれからヒートアイランドというところに着目しまして、温暖化の防止等に関する条例というものを9月議会で可決されたので公布されております。これは大阪府は現実のものとなっております。

それからもうひとつ、今度は京都府なんですけど、京都府におきましては長野県と同様の温暖化対策条例というような名称で、今、策定作業を進めておまして、こちらのほうは予定では12月議会で諮るということですので、長野県より数カ月早く公布、施行される可能性がございます。

内容につきまして、京都府の方の条例につきましては、長野県の内容とほぼ同じでございます。あらゆる部門の、いろいろな部門の対策を取ろうと。そしてみんなで一緒にやっという内容でございます。京都市の方も、内容的にはそういった内容の条例で施行しております。

これから委員長さんの方からもお話があると思うんですが、長野県の条例の特徴として项目的に挙げるとすれば、先ほどからご説明申し上げております24時間等の事業者に対する規制というものを頭出ししてやる部分、特に地域の特性を生かすという意味で、協定の締結というものは全国で多分初めてのものになるかと思えます。

それからもう一点、先ほど委員長の方からもご説明がありましたように、マイカー通勤の自粛というか抑制の項目ですが、これも2行という短い行で「努力義務」というもので掲げておりますが、全国で初めてになるんじゃないかなと、長野県においてはそういった特徴を持たせて、条例を策定しようと今、検討会の方で検討いただいているとことでございます。

それから効果の側面なんですけど、これはちょっと事務局サイドとしては、もう既に単発で環境保全条例の中に項目を入れて、実際に実施されている都道府県とか、そういったところにちょっと聞いてはみたんですが、結論からいいますと効果の測定がなかなか難しいという状況でございます。

京都市の方も実際に規則を定めて動きだしたのが最近ですので、まだ効果があったかどうかという検証まではいっていないということです。ちょっと最後はお答えになっていない部分があるんですが、そういう状況でございます。

県民

分かりました。

高木委員長

言えというので。

何で長野が「24 時間」と「マイカー」なのかという話なんですが、24 時間のことに関しては、例えば大阪や京都、東京といったところの生活の仕方からいったら 24 時間の店舗が必要でしょうと。それは分からないでもないですよ。だけど長野のすべてのエリアにおいて、24 時間の営業がほんとに必要なんでしょうか、という疑問がそもそも委員の中にもありますし、またいただいたご意見の中でもそういう意見はかなり強かったです。

だからといって 24 時間の規制を全県一律に掛けることができるといえば、それもまた難しい。当然それが必要な地域もあります。じゃあどうしたらいいんだろうかということで、例えば協定というような形で自分たちの市全体で「いらないよ」と言えるほどの市というのは、なかなか出てこないと思うんですね。

あるいは町、村でも、自分たちの村にはいらないよというのがまだ難しいかもしれない。でも軽井沢は既にやっているんですが、軽井沢町では 24 時間はできないという協定ができていますので、軽井沢はやっていません。軽井沢をモデルにしても、軽井沢はある意味非常にうまくいってしまったので、モデルとしては素晴らしいのですが、あまりに素晴らしすぎてちょっとついていけないところもあるわけです。

もっと小さいエリアで例えば非常に優良な住宅地が形成されているところであれば、「このエリアにはいらないよ」とか、それから農村地帯の例えば住宅のようなエリアで、自分たちのこのエリア、目で見渡せるぐらいのエリアでもいいんですよ。そのエリアについては、「ここには 24 時間のお店は入ってきてほしくないよね」という人が、その中の住民でお互いに「じゃあこのエリアはなしにしよう」といったときに、そこに今度は後から 24 時間のお店が入って来られなくなる方法を提供したかったということです。

だからこの方法を使って県が 24 時間の出店を規制するというのは難しいのですが、地域の住民の方が「自分たちのところにはいらないよ」と言っていただければ、それをバックアップできる方法を作りたいんだとお考えください。

それからマイカー通勤を何で長野県でわざわざ取り上げたのかということ、やはりこれは全国でも自動車保有率が全国で今 2 番だったのが 3 番かそのくらいになっているくらいなんです。異常に自動車の保有率が高い。そして実際に温室効果ガスの排出量の中で部門別の排出量というのが出ているんですが、それで見ると運輸に関係して発生している温室効果ガスがものすごく多い。全国の平均値の 1.5 倍近い運輸由来がある、というのは実質的にはマイカーですから、このマイカーのことに一切触れないでこの条例を作っても、何の意味もないねということで、マイカーというのも特出して条例の中に入れさせていただいたということです。

それが一番大きな 2 つの特徴を作ったということだとお考えください。よろしいでしょうか。

事務局

ほかにご質問はございますでしょうか。まだ時間はございますので何なりと。

県民

じゃあ、ちょっと各論に入らせていただきます。

県のホームページを見たんですが、この後パブリックコメントを求めるということですが、それに対してどういうふうにお答えをするかということと、あとちょっとさっきのお答えに対して関連する質問なんですが、要するに

24 時間営業について要するに商業地区を想定していない、むしろ住居地区における住民協定みたいなものを考えられているということなんでしょうか。

以上2点なんですけれども。

高木委員長

パブリックコメントに関しては、12月2日まで募集中です。これまでも、さっきもちょっと言いましたけれども、骨子の案を作りパブリックコメントを求め、骨子を作りパブリックコメントを求め、今回も要綱を作りパブリックコメントを求めてやっています。

当然そこには意見が上がってきます。これまで上がってきたのは多分300、400という数。それは検討会で見ています。当然検討会の中だけの時間で全部に目を通すのは無理なので、パブリックコメントの意見というのは、あらかじめ委員に送付されて読みなさいということで、それに対してどう考えるのか。

数百の意見すべてについていちいちこの意見についてどうだという時間を持つよりは、ここの同じようなものをグルーピングして行って、こうした意見ではこういうようなことをおっしゃっているんだけど、それはどういうふうにごこの条例の中で反映させていくのかということについて議論をしてきています。

そのために骨子と骨子の案が変わってきたものもあります。その要望にはちょっと答えられないからというふうになっているものもあります。今、まだ事務局の方も相当ワーク的に追われていてまだできていないんですが、一応これまでそういうふうになってきたここでの意見もそうですが、いろいろな意見が出てきたものに対して、その検討会の中でどういう議論が行われて、それは条例に生かされた、あるいはこれは今回の条例では見送ったというようなこと、一つ一つの意見なのか、こういったグループの意見になるのか、事務局のワークの問題になりますのであれですが、それについても事務局としては最終的に条例を作っていく過程の中で、すべての意見に対してのお返事を書いていただけるということですので、「それは大変ですよ」と言っているんですが、やる覚悟をさせていただいているようなので、皆さんから今日いただいた意見に対しても最終的にどうなのということはお出してくるというふうにお考えください。

県 民

各論に移っての質問なんで、要するにこの後、規則を書いてもうパブリックコメントを求めるとい、それだけの時間的余裕はもうないんですね。だから。

事務局

これからの予定としまして、まず今回パブリックコメントを求めています。これについては要綱の意見ということで、最終回が12月19日に予定しているんですが、そこまでの間に意見については、もう一回反映することになります。

それからその後は、今度は検討会から知事の方へ最終報告がなされますので、その最終報告がこういう要綱をベースに、たぶん作られると思うんですが、この要綱に今回の意見をパブコメなり、今回の説明会の意見を反映させたもので最終報告というのが作られると思います。

それを知事に最終報告してもらって、知事の方はそれをベースに今度は条例というものを実際に作っていくようになります。

川妻委員 審議会があります。

県 民 要するに、この後また審議会も。

事務局 すみません。今、川妻委員のおっしゃったように、検討会というのは環境審議会の中に付置されているものですので、環境審議会は具体的には知事から諮問を受けたもので、検討会が最終報告を環境審議会にします。環境審議会は答申という形で、知事の方へ返されると。その答申を基に、県が条例案を作って議会へ上程していくという流れになりますので、今回聞いた意見はそのままではなくて、きちんと検討会の中で反映をして、環境審議会経由で知事に答申するというのが流れです。

県 民 だからこれからのプログラムで考えると、これでもうパブリックコメントは終わり方で、その後は条例として知事が上程するのに対して、市民とか事業者とかは議員さんに対して請願をしたり、そういうことになるという認識でよろしいでしょうか。

事務局 今のは検討会の方の検討を中心にお話ししたんですが、条例自体、案を県で作って上程するんですが、条例案の段階でいったんもう一度パブコメを求めます。

県 民 イメージすると、そこまで進むと公聴会とか、そういう。

事務局 そういうイメージです。はい。

県 民 そうですね。これからはパブリックコメントじゃなくて、公聴会形式にもっていくという認識で。

事務局 そういうことです。

県 民 はい、わかりました。

高木委員長 もうひとつのご質問の 24 時間の方は、住居地域を対象にしているのかというと、そうではなくて、実際問題として商業地域の中で 24 時間の営業をやっている店に対して、今既にかかなりの地域で入っていますから、でしょ。

県 民 要するに土地区画利用で線引きされている中で、それをまた住民協定みたいな形に持っていこうという形、ですね。

高木委員長 ですから、もちろん商業地区でも例えば長野の駅前でも、その地域で 24 時間の営業をやめようという協定ができれば、もちろんそれはやっていただければいいわけですが、現実問題としては、そういうことはなかなか。特にその中に 24 時間営業をしているお店があって、その営業主の人が「自分はやりたいたいんだ」という意思を持っているならば、現実にはなかなか難しいですよ。

県 民 ですから、これからまた最初の既得権益の問題に戻るんですけど、例えば新

しい地域が新しい線引きで住居地域になった場合に、そこにおいて住民協定がこの条例に基づいて、この住居地域の中には例えば 24 時間営業のものはつくれないというような項目ができるというイメージでよろしいですか。

高木委員長

これは土地利用との関係は一切ございませんので、例えば観光地の湖のきれいなところでも何でも、「この湖の景観を守るために 24 時間をつくれないう」というようなことでもいいし、それはどこでも構わないわけです。ですから市街化区域とか市街化調整区域だ、そういうことはこの条例では一切関係ないので、あくまでもそこに住む住民がそれを望むならという意味です。

もうひとつ私たち検討委員の中で、いろいろな形のヒヤリングをした中で、現実問題として 24 時間営業しているコンビニエンスストアのオーナー店長さんですか、フランチャイズチェーンに加入している店長さんで、実際問題としては自分はまだ 24 時間の営業をしても夜中は儲からないし、24 時間営業はやりたくない。

だけど上のフランチャイズチェーンの縛りがあって、それがやらざるを得ない。どうしてもやらざるを得ない。フランチャイズチェーンを出るならばいいけれども、出ない限り 24 時間をやらされる。だけどひょっとしたらそういう方のいる地区で協定を結ぶことによって、「この地区ではこういう協定が結ばれたので、24 時間はできなくなってしまったのでごめんなさい。」というような形で、フランチャイズチェーンの縛りを取ることができないかなというの気持ちには入っています。

このことをフランチャイズチェーンの協会の方に申し上げると怒られますが、でもそういう気持ちもあります。

事務局

時間が一応 8 時半ということを用意しておまして、時間が 10 分ほどオーバーしております。

ぜひここで検討会の委員の皆さん、事務局の方に、これだけは聞いておきたいというのがもしあれば、最後になろうかと思いますがお願いしたいと思いません。

よろしいでしょうか。ここで、ここでの説明会の質疑応答は閉じさせていただきますが、先ほども申しましたようにこの要綱に対するパブリックコメントは、12 月 2 日まで受け付けておりますので、ここで言い足りなかったこと、あるいは新たに言いたいことがございましたら、そういったものを利用していただいて、どんどんご意見をお寄せいただきたいと思います。

それではこれで、本日の要綱の説明会を閉会とさせていただきます。皆さん、遅くまでありがとうございました。

(議事録中の 〇〇 の部分は確認できなかった部分です。)